



一般社団法人
家族信託普及協会

家族信託

制度と可能性を学ぶシンポジウム

2014年6月13日(金)

於：アルカディア市ヶ谷

本日のスケジュール

- 15:30 開会
- 15:30 発起人代表挨拶および
家族信託制度の概要
- 16:00 パネルディスカッション
「家族信託制度の実際と可能性」
- 17:15 家族信託普及協会のご案内と
今後の活動内容
- 17:30 終了予定

本協会の呼び掛け人の皆様

本協会は、相続・資産管理の問題に最前線でお取り組みなられている皆さまの呼び掛けにより発足致しました。

(50音順 敬称略)

	<p>笹島 修平 (ささじま しゅうへい)</p> <p>税理士法人つむぎコンサルティングにて、事業承継、相続・贈与の対策や信託活用、企業組織再編などを得意分野として活躍。</p> <p>「信託を活用した新しい相続・贈与のすすめ」</p> <p>「図解でわかる事業承継のすすめ」など著書多数</p>
	<p>瀬野 弘一郎 (せの こういちろう)</p> <p>新宿総合会計事務所所長 税理士</p> <p>明治大学法学部卒業 明治大学大学院法学研究科修了</p> <p>ここ数年『ワンバック相続®』『いまから相続対策』を展開</p> <p>今年より民事信託を活用した『心託さん®』のサービス開始</p> <p>著書 「会社役員の法務と税務」(共著) / 新日本法規出版</p> <p>「カレンダー式総務経理事務マニュアル」(共著) / 新日本法規出版</p>
	<p>千賀 修一 (せんが しゅういち)</p> <p>弁護士。虎ノ門法律経済事務所所長。中央大学法学部法律学科卒業、早稲田大学大学院修士課程政治学 研究科修了。これまで、日弁連常務理事、東京家庭裁判所調停委員、東京弁護士会弁護士研修センター運 営委員会委員長など、数多くの公職を歴任。2014年、虎ノ門法律経済事務所を母体とする一般社団法人 シニア総合サポートセンターを立ち上げ、同法人理事長を務めている。</p>
	<p>染宮勝己 (そめみや かつみ)</p> <p>税理士、CFP。</p> <p>染宮会計事務所所長、染宮教育総研株式会社代表取締役。</p> <p>生命保険の営業マン教育を中心に活動。</p> <p>日本の30社以上の生命保険会社でのセミナー実績がある。</p> <p>講演実績は20年以上、トータルで2000回を超える。</p>
	<p>徳元康浩 (とくもと やすひろ)</p> <p>不動産鑑定士。藍不動産鑑定所、所長。上智大学経済学部経営学科卒業。</p> <p>相続案件、調停・裁判案件に関連する評価に実績がある。不動産に係る士業(弁護士、税理士、公認会計 士、司法書士、土地家屋調査士、一級建築士)等と広いネットワークを創り、円満相続、係争解決に尽力して いる。</p> <p>著書として、「身近な法律・税金知らずに損していませんか?」(共著) / 明日香出版社、「相続税増税、あなた の家は大丈夫?」(共著) / 明日香出版社、「家族で話すHAPPY相続」(共著) / 週刊住宅新聞社。</p>

	<p>芳賀 則人（はが のりひと）</p>
	<p>神奈川大学卒業。</p> <p>株式会社東京アプレイザル代表取締役。不動産鑑定士。</p> <p>税理士・公認会計士とのネットワークを推進中。</p> <p>現在 900 会計事務所と鑑定業務に関し提携契約を結び、相続における鑑定評価を中心に業務を展開。</p> <p>延べ参加人数 10,000 名を超える実績の実務セミナーを主催し、講演、執筆など幅広く活躍中。</p>

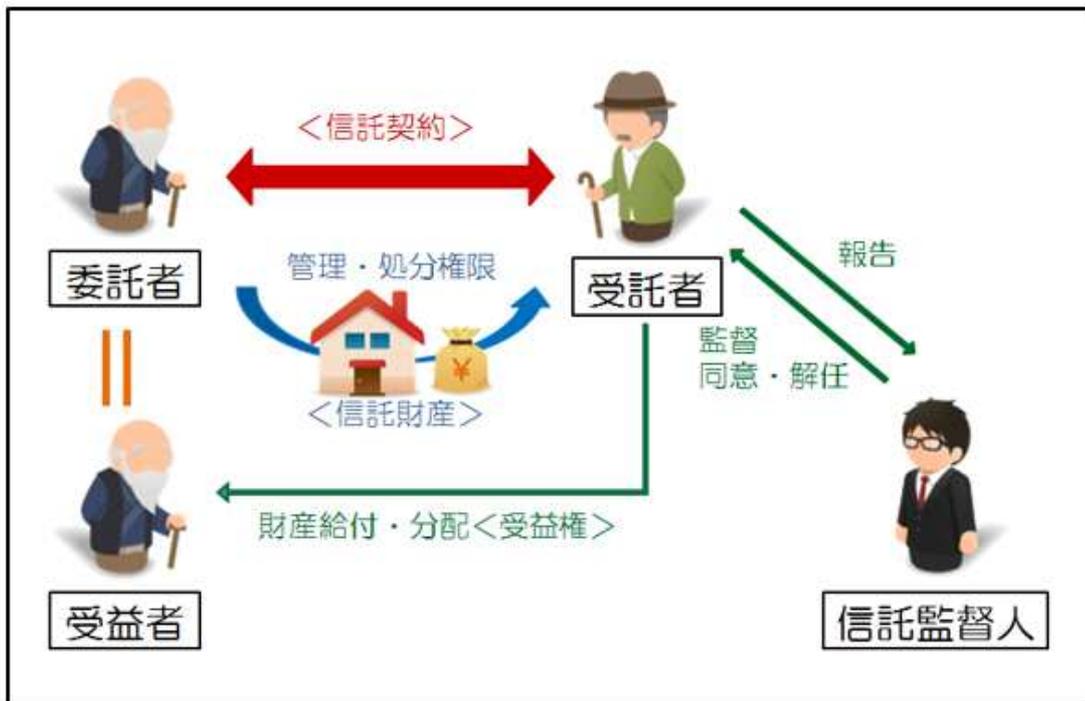
	<p>平川 茂（ひらかわ しげる）</p>
	<p>税理士法人 平川会計パートナーズ 社員税理士</p> <p>株式会社 サテライト・コンサルティング・パートナーズ 代表取締役</p> <p>株式会社 HSU ソリューションズ 代表取締役</p> <p>株式会社 経営コンサルセンター 代表取締役</p> <p>中央大学大学院商学研究科 兼任講師</p> <p>中央大学商学部会計学科 兼任講師</p> <p>平成 24 年度、平成 25 年度 平成 26 年度 税理士試験 試験委員</p>

	<p>宮田 浩志（みやた ひろし）</p>
	<p>宮田総合法務事務所にて、地域密着にこだわり、地元を大切にする司法書士事務所として信頼を重ねている。</p> <p>「家族信託」に関する取り組みでは日本でも先駆的な存在で、日本有数の相談件数と実施実績をもつ。</p> <p>一般社団法人日本相続学会理事、公益財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護事業運営監視委員他。</p>

	<p>吉田 修平（よしだ しゅうへい）</p>
	<p>早稲田大学法学部卒業。第一東京弁護士所属。政策研究大学院大学客員教授。不動産や相続・事業承継等を専門分野とし、定期借家権・終身借家権及び経営承継円滑化法の立法に関与。高齢者向け住宅等やマンション管理に関連し、国土交通省等の委員を歴任。著書として、「新基本法コンメンタル 借地借家法」（日本評論社・共著）、「最近の不動産の話」（金融財政事情研究会）、「不動産相続の法律実務」（学陽書房）等、他多数。</p>

	<p>芳屋 昌治（よしや しょうじ）</p>
	<p>不動産コンサルティング技能登録・CFP・1級FP技能士・宅地建物取引主任者。大手会計事務所系コンサルティングファームの不動産会社の代表者として活躍した後プロサーチ株式会社を設立。個人や企業向けに相続対策、資産活用・運用・投資アドバイスから売買仲介などを中心に展開。</p>

プログラム 1 : 家族信託制度の概要



※ 現在の信託法は、2007年（平成19年）9月30日に施行

1) 「家族信託」の定義

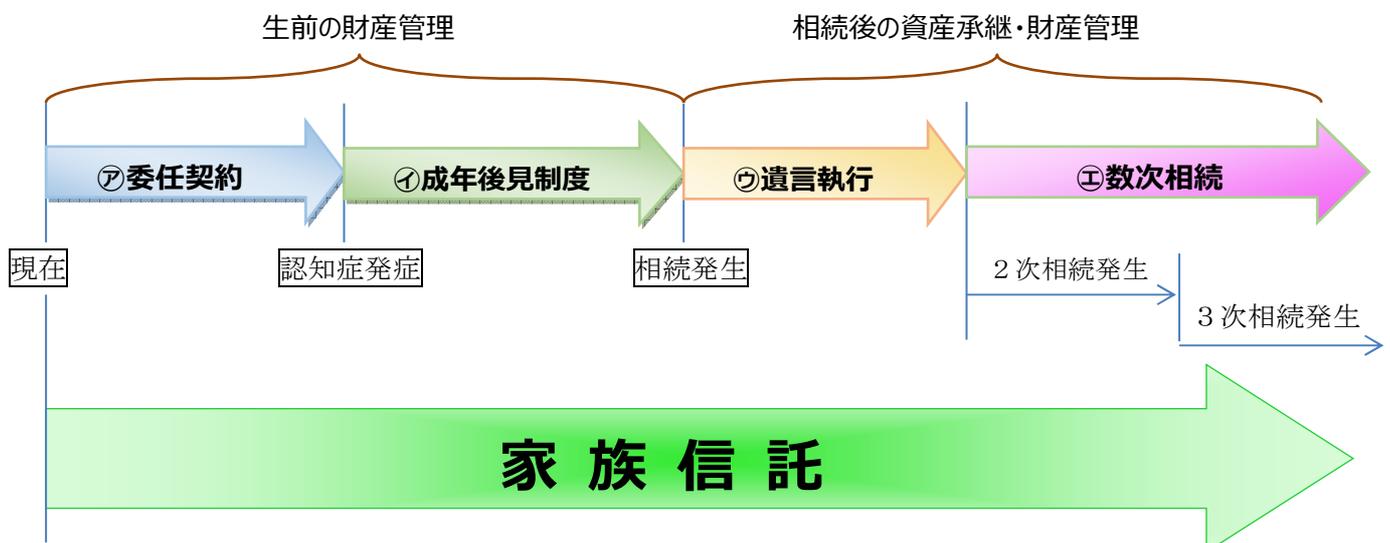
「家族信託」とは、一言でいうと『**財産管理の一手法**』です。

資産を持つ方が、特定の目的（例えば「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」等）に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その

管理・処分を任せる仕組みです。いわば、「**家族の家族による家族のための信託（財産管理）**」と言えます。

家族・親族に管理を託すので、高額な報酬は発生しません。したがって、資産家のためのものではなく、誰にでも気軽に利用できる仕組みです。

2) 「家族信託」のイメージと機能



⑦ 元気づちから本人に代わり財産の管理・処分を託す **<<委任契約の代用>>**

⑧ 本人の判断能力低下後における財産の管理・処分を託す **<<後見制度の代用>>**

⑨ 本人死亡後の資産の承継先を自由に指定できる **<<遺言の代用>>**





左の3つの機能を1つの「信託契約」で実現することが可能！
つまり、委任契約と成年後見制度と遺言の機能の良いとこ取り！

さらに… ① **通常の民法では無効とされていた2次相続以降の財産の承継先を指定できる！**

3) 「家族信託」の代表的なメリット

① 後見制度に代わる柔軟な財産管理を実現できます

成年後見制度（法定後見・任意後見）は、負担と制約が多い！

…毎年の家裁への報告義務の負担

資産の積極的活用や生前贈与、相続税対策ができない

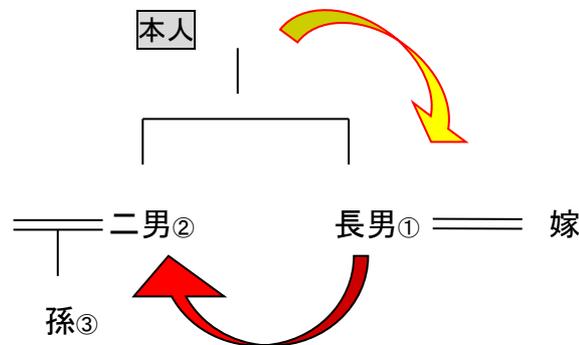
➡ 元気なうちから資産の管理・処分を託すことで、元気なうちは、本人の指示に基づく財産管理を、本人が判断能力を喪失した後は、本人の意向に沿った財産管理をスムーズに実行できます。加えて、積極的な資産運用・組替え（不動産の売却・買換・アパート建設等）も、受託者たる家族の責任と判断で可能となります。

② 法定相続の概念にとらわれない“想い”に即した資産承継を実現できます

通常の遺言では、2次相続以降の資産承継先の指定不可！

➡ 2次相続以降の資産承継者の指定が可能！

【例】“長子承継”が難しい地主・経営者のケース



③ 不動産の共有問題・将来の共有相続への紛争予防に活用できます

共有不動産は共有者全員が協力しないと処分できない

将来、兄弟が不動産を共同相続してしまうと同様の問題が生じる

➡ 共有者（又は共同相続人）としての権利・財産的価値は、平等を実現しつつ、管理処分権限を共有者の一人に集約させることで、不動産の“塩漬け”を防ぐことができる！

4) 「家族信託」のデメリット

特にありませんが、強いて挙げるなら、税務的なメリットが特段生じないのがデメリットでしょうか。

プログラム2：パネルディスカッション

『家族信託制度の実際と可能性』

パネリスト



笹島 修平氏（ささじま しゅうへい）

税理士法人つむぎコンサルティングにて、事業承継、相続・贈与の対策や信託活用、企業組織再編などを得意分野として活躍。「信託を活用した新しい相続・贈与のすすめ」「図解でわかる事業承継のすすめ」など著書多数



本多 巨樹氏（ほんだ なおき）

プルデンシャル生命保険株式会社にて本社 イノベーション推進チーム・チームリーダーを務められ、保険を活用した相続対策手法である「生命保険信託」の推進業務に従事。



宮田 浩志氏（みやた ひろし）

宮田綜合法務事務所にて、地域密着にこだわり、地元を大切にしている司法書士事務所として信頼を重ねている。「家族信託」に関する取り組みでは日本でも先駆的な存在で、日本有数の相談件数と実施実績をもつ。一般社団法人日本相続学会理事、公益財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護事業運営監視委員他。



松島 敏之氏（まつしま としゆき）

松島興業代表取締役。杉並区で代々続くいわゆる地主さん。昨年、相続対策の一環として「家族信託」を組成。

モデレーター（パネルディスカッションの司会進行）



芳屋 昌治氏（よしや しょうじ）

不動産コンサルティング技能登録・CFP・1級FP技能士・宅地建物取引主任者。大手会計事務所系コンサルティングファームの不動産会社の代表者として活躍した後プロサーチ株式会社を設立。個人や企業向けに相続対策、資産活用・運用・投資アドバイスから売買仲介などを中心に展開。

====メモ=====

Blank area for notes.

プログラム3：本協会の今後の活動について

1.一般の方々が制度を知り、安心して検討いただくために

【広報活動】

- ◆一般向けセミナー
- ◆パンフレットの作成
- ◆広告活動・パブリシティ活動

一般ユーザーへの啓蒙ツール ◆マンガ版パンフレットの作成



一般社団法人
家族信託普及協会

【専門士業や業界団体との協力体制の構築】

- ◆司法書士、税理士、弁護士
- ◆行政機関や公証人役場
- ◆銀行、証券、保険業界
- ◆医療、介護等の業界

【正しく運用され、悪用されぬよう、ルールづくりや啓蒙活動】

2.正会員への「会員向けサービス」

【基礎から実務までの研修会の実施（eラーニング含む）】

【ツールやテンプレートのダウンロード】

【協力団体等が主催する各種セミナーや勉強会に会員価格での参加】

【事例の共有】

【「家族信託普及協会会員」の
名称がご使用可能】